

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年12月5日(月)午後3時から午後4時34分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(23人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員(2人)

	4番	川端美恵
	16番	堀江幸和

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 使用貸借権の解約による通知について議事録署名委員の指名

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 地目変更の届出について

第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について

第5号議案 農地の形状変更の届出について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 英昭

事務局長補佐 岩本 真吾

主任 寒川 悠也

7 会議の概要

<p>迫田事務局 長 喜多会長</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>(農業委員会事務局長 挨拶)</p> <p>(農業委員会会長 挨拶)</p> <p>ただいまの出席委員さんは23名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会12月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません、私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>下村委員、前川委員、お願いします。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>報告第1号、事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第1号、使用貸借権の解約による通知について。</p> <p>(番号1について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>それでは報告第1号、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>(番号2について、地元委員から説明)</p> <p>報告第1号について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、報告第1号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第2号、事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>

	<p>(番号2について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号3について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号4について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに畑、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号5について、地域は普賢寺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号6について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号7について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号8について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号9について、地域は田辺、薪、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号10について、地域は東、地目は台帳、現況ともに畑、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号11について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長	それでは報告第2号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
委員	(番号4について、地元委員から説明)
委員	(番号5について、地元委員から説明)
委員	(番号6、番号7について、地元委員から説明)
委員	(番号8について、地元委員から説明)

委員	(番号9について、地元委員から説明)
委員	(番号10について、地元委員から説明)
委員	(番号11について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	それでは、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第3号、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第3号、専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出)について。 (番号1について、地域は興戸、地目は台帳が田、筆数、面積、届出人について説明。転用目的は、貸しトランクルーム。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年11月8日。)
喜多会長	それでは報告第3号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	それでは、報告第3号、専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出)について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第1号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。 (番号1について、地域は松井、地目は台帳が田、現況が畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、同一経営体内の親から子への贈与。) (番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は管理ができない、譲受人は農業経

	<p>営拡大。)</p> <p>(番号3について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は高齢で管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号4について、地域は大住、地目は台帳は田、現況は畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は遠方で管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号5について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は、高齢で管理ができない。譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号6について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は、高齢で管理ができない。譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号7について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は耕作困難、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号8について、地域は薪、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は、管理ができない。譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号9について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は、管理ができない。譲受人は農業経営拡大。)</p>
喜多会長	本日、1班の委員が現地確認。班長の委員より報告をお願いします。
委員	第1号議案、番号2、番号3、番号4、現在も耕作されているので、問題無し。 番号5、ため池を埋め立て、現在は農地で、問題無し。 6番、7番、8番、9番、草も少しあるが、耕作されているので、問題無し。
委員	第2号議案の1番、転用、問題無し。
喜多会長	それでは第1号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)

委員	(番号4について、地元委員から説明)
委員	(番号5について、地元委員から説明)
委員	(番号6について、地元委員から説明)
委員	(番号7について、地元委員から説明)
委員	(番号8について、地元委員から説明)
委員	(番号9について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。 (異議なし)
喜多会長	それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第2号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。 (番号1について、地域は草内、地目は台帳が畑、面積、申請人について説明。転用目的は自宅の一部、作業用倉庫、家庭菜園。場所、土砂の流出対策、雨水、汚水、生活雑排水対策について説明。綴喜西部土地改良区、手続済み。)
喜多会長	第2号議案、地元委員、説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。 (異議なし)
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、受理決定をさせ

	ていただきます。
喜多会長	第3号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第3号議案、地目変更の届出について。 (番号1について、地域は宮津、地目は台帳が田、現況が畑、面積、届出人について説明。届出内容は畑として利用しているため。)
喜多会長	第3号議案、地元委員、説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第3号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。 (異議なし)
喜多会長	第3号議案、地目変更の届出について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第4号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について (番号1について、地域は飯岡、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。届出内容は、農業用倉庫、農業用車両駐車場の設置。)
喜多会長	それでは、第4号議案、地元委員のご説明をよろしくお願いたします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第4号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。 (異議なし)
喜多会長	よろしいですか。それでは、異議等が無いようですので、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。

喜多会長	第5号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第5号議案、農地の形状変更の届出について。 (番号1について、地域は普賢寺、地目は台帳が田、現況が畑、面積、届出人について説明。届出内容は畑として利用するため。)
喜多会長	それでは、第5号議案、地元委員のご説明をよろしくお願ひいたします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第5号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。 (異議なし)
喜多会長	それでは、第5号議案、農地の形状変更の届出について受理決定をさせていただきます。 本日の審議案件は以上です。 (閉会)